

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

総務省自治税務局

1. 改正内容

- ① 個人住民税の申告書に、株式等に係る譲渡益の金額の計算に関する明細書（以下「明細書」という。）と特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を記載した電磁的記録印刷書面を併せて提出した場合に、納税義務者は、電磁的記録印刷書面に記載された事項について明細書への記載を要しないこととする（附則第17条関係）。
- ② 指定都市における個人住民税の税額控除の割合や控除限度額が道府県民税：市民税＝2：8（現行は原則として4：6）とされることに伴い、所要の様式改正を行う（第3号、第5号の13様式関係）。
- ③ 医療費控除の特例としてスイッチOTC薬控除制度が導入されることに伴い、所要の様式改正を行う（第3号、第5号の4、第5号の5様式関係）。
- ④ 「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」及び「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則」の名称がそれぞれ「中小企業等経営強化法」及び「中小企業等経営強化法施行規則」に改正されたことに伴い、所要の措置を講ずる（附則第20条、第53号、第54号様式関係）。

2. 施行期日

原則（②～④）：平成30年1月1日

附則第17条関係（①）：平成32年1月1日